

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された減算措置等の概要

令和6年10月
障害福祉課

No.1

※ この概要は、令和6年10月1日時点の取扱いをまとめたものであり、国が発出する通知等により変更が生じる場合がありますので留意してください。

減算の名称	情報公表未報告減算【新設】	業務継続計画未策定減算【新設】	身体拘束廃止未実施減算【改定】	虐待防止措置未実施減算【新設】
概要及び算定要件	利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス情報公表システム上、障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく報告がなされていない場合に、基本報酬を減算。	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、指定障害福祉サービス基準等に定める次の措置のうち、いずれかを実施していない場合に、基本報酬を減算。 ただし、一定程度の取組を行っている事業所については、経過措置あり。 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 【経過措置】 ・ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。 ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ・ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。	施設・事業所における身体拘束等の適正化の徹底を図るため、指定障害福祉サービス基準等に定める次の身体拘束適正化措置のうち、いずれかを実施していない場合に、基本報酬を減算。 ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的（1年に1回以上）に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。	施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、指定障害福祉サービス基準等に定める次の障害者虐待防止措置のうち、いずれかを実施していない場合に、基本報酬を減算。 ① 虐待防止委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
適用対象サービス	全てのサービス	全てのサービス	【施設・居住系】 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練 【訪問・通所系】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）	全てのサービス
減算単位	【療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設】 基本報酬の10%を減算 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）】 基本報酬の5%を減算	【療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設】 基本報酬の3%を減算 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）】 基本報酬の1%を減算	【施設・居住系】 基本報酬の10%を減算。 【訪問・通所系】 基本報酬の1%を減算。	基本報酬の1%を減算。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された減算措置等の概要

令和6年10月
障害福祉課
No. 2

減算の名称	情報公表未報告減算【新設】	業務継続計画未策定減算【新設】	身体拘束廃止未実施減算【改定】	虐待防止措置未実施減算【新設】
算定期間等	当該減算については、上記「概要及び算定要件」欄の障害福祉サービス情報公表システム上、障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬から減算することとする。 ※ 「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。 具体的には、関連通知に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。 ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情（災害等）があった場合には、減算の対象としない。 また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に応じて設定。なお、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされている。 例えば、県が令和6年8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。 ※ 新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告行っている場合、減算の対象とはならないが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合の更新についても、利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、適切な対応が求められている。 ※ 指定の更新の申請があった際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導し、更新の手続を行う。ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合は、必須項目の一部又は全部が未報告であっても指定の更新を行うことがある。	当該減算については、上記「概要及び算定要件」欄の①及び②を実施していない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬から減算することとする。 ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切な実施が求められている。 ※ 「事実が生じた」とは、業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。 例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬 から減算の対象となる。 また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。	当該減算については、上記「概要及び算定要件」欄の①～④までのいずれかを実施していない事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について基本報酬から減算することとする。 「事実が生じた」とは、指定障害福祉サービス基準等を満たしていない 状況が確認されたことを指す。 ● 3年に1回実施している運営指導時に、指定障害福祉サービス基準等を満たしていない状況が確認された場合についての取扱い例は次のとおり。 【例】令和6年10月の運営指導時に、同時点では指定障害福祉サービス基準等を満たしているが、前年度において指定障害福祉サービス基準等を満たしていない状況があったことが確認された場合 <取扱い> 前年度について3か月分減算	当該減算については、上記「概要及び算定要件」欄の①～③までのいずれかを実施していない事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について基本報酬から減算することとする。 「事実が生じた」とは、指定障害福祉サービス基準等を満たしていない状況が確認されたことを指す。 ● 3年に1回実施している運営指導時に、指定障害福祉サービス基準等を満たしていない状況が確認された場合についての取扱い例は次のとおり。 【例】令和6年10月の運営指導時に、同時点では指定障害福祉サービス基準等を満たしているが、前年度において指定障害福祉サービス基準等を満たしていない状況があったことが確認された場合 <取扱い> 減算なし（当該減算は新設であるため）

※参考

- ・ 上記表中の無印の部分は、指定障害福祉サービス基準等・同解釈通知、報酬告示・同留意事項通知、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要（令和6年4月1日）」より引用。
- ・ 上記表中の※印の部分は、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（令和6年3月29日）」より引用。
- ・ 上記表中●印の部分は、厚生労働省への個別照会結果による。